

重要事項説明書 (入園のしおり)

株式会社 KAKEGAWA

スクルドエンジェル保育園久保稻荷園

小規模保育事業

「スクルドエンジェル保育園久保稲荷園」重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1・事業所の目的及び運営の方針

(1)事業の概要

事業所の名称： スクルドエンジェル保育園久保稲荷園

所在地： 埼玉県入間市久保稲荷 3-1-8

(2)目的及び運営の方針

①スクルドエンジェル保育園久保稲荷園(以下、当事業所という。)は、「のびのび遊び、生きる力を持った子」「元気に挨拶のできる子」「想像力豊かで物事をよく考える子」「お友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子」を目標とし、保育を提供します。

②当事業所は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

2・当事業所における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	432.50 m ²		
	園庭	無し(近くの公園で代用)		
園舎	構造	鉄骨造		
	延べ面積	110.86 m ²		
	階数	2階建の1階	建築年月	1989年 11月

(2)主な施設

設備	部屋数	面積
乳児室	1室	19.8 m ²
1歳児室	1室	19.8 m ²
2歳児室	1室	13.86 m ²
幼児用トイレ(沐浴)	1室	8.94 m ²
調理室	1室	12.34 m ²
事務室	1室	9.23 m ²
その他		26.89 m²
合計		110.86 m ²

3・提供する保育の内容(別紙入園パンフレットを参照して下さい)

(1)保育の提供

当事業所は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。

(2)年間行事予定

夏祭り、保育参観、七夕、クリスマス会、作品展、お別れ会等を予定しています。
日程については「園だより」等でお知らせいたします。

(3)1日の流れ

時刻	内容
7:00～	順次登園 遊び(園外活動含む)
11:00～	昼食
12:30～	午睡
15:00～	おやつ、遊び
18:00～	順次降園(延長保育)

※保育標準時間認定児童のおおよその1日の流れになります。

(4)食事の提供

①提供方法

当事業所内で調理し提供します。

②提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

③提供時間

利用児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時00分頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	9時00分頃	11時30分頃	15時頃

④食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

4・連携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

施設の種類	幼稚園
施設名称	若杉幼稚園
所在地	埼玉県入間市大字下藤沢 1281-11
連携協力の概要	卒園後希望者は優先的に入園可能

5・職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。職員の職務は、児童福祉法、その他関係法令の定めるところによることとします。

職 種	員 数	職務の内容
管理者	1人(常勤専従)	職員及び業務の管理を一元的に行い、入所児童を全体的に把握し、事業所業務をつかさどる。
保育士	入所児童数に応じて、基準以上の数の職員を配置する。なお、うち1人に限り、保健師又は看護師を配置する場合がある。	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
嘱託医	2人(嘱託・小児科医・歯科医)	健康診断の実施。 環境衛生、感染症予防等についての指導及び助言等を行う。
栄養士	1人	献立を作成し、給食、おやつを調理する。
調理員	1人	栄養士が作成した献立に基づき給食及びおやつを調理する。

6・保育を行う日及び時間帯

当事業所において保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供します。（別途利用者負担が発生します。）

	提供日	提供時間
保育標準時間認定	月曜日～土曜日	7:00～18:00
保育短時間認定	月曜日～土曜日	8:30～16:30

7・利用者負担額等

(1) 当事業所が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

① 利用児童の居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料としてご負担いただきます。

② 利用者負担(保育料)以外の延長保育料等の利用料については下記の通りです。

	時間外(7:00～8:30 16:30～18:00)	延長保育(18:00～19:00)
延長保育利用料	50 円/30 分	500 円/30 分

* 通常保育料がA・B階層に該当する場合は、免除となります。

③ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

1 スポーツ振興センター共済保険(任意加入) 保護者負担額 250 円

2 園帽子 (全年齢、入園時) 1,000 円

3 定額制おむつ・お尻拭き使い放題(全年齢、毎月) 2,700 円

* おむつを使用しなくなった場合は月額料金はかかりません。

4 月刊絵本購入費(全年齢、毎月) 440 円

5 前記の保育料のほか、行事参加費用等の実費相当額をご負担いただく場合がありますが、その場合は事前はその旨をお知らせいたします。

(2) 地域型保育給付費の法定代理受領

① 事業者は、子ども・子育て支援法第 29 条第 5 項(同法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合も含む)の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

(3) 利用者負担額等の納付方法

利用者負担(保育料)について、保護者は翌月の指定引き落とし日までに登録されている銀行口座に現金のご準備をお願いいたします。

(4)月の途中退所における利用者負担(保育料)は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担(保育料)に、その月途中退所であっても、保育料の返還は無いものとします。

(5)上記に掲げる費用以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

8・利用定員

総定員 19 人。内訳は次に掲げるとおりです。

(1)保育時間の認定を受けた満 1 歳以上満3歳未満の児童 13人

(2)保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 6人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

9・利用の開始及び終了に関する事項

(1) 各種手続きについて

※前提として、市に手続きが必要となります

①入園に関する手続き

入園時には、別紙に定めた書類を提出して下さい。

②退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1 か月前までに知らせるとともに退園届をご提出下さい。

③転園・休園に関する手続き

転園が決定した場合には、転園届をご提出下さい。

休園を申し込む場合には、休園届をご提出下さい。

(2)保育の提供の終了について

当事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

①満 3 歳に到達したとき。ただし、満 3 歳に到達した日の属する年度の 3 月 3 1 日までのほか、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

②子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10・嘱託医

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)小児科

医療機関の名称	鈴木内科医院
医 院 長 名	鈴木 忠雄
所 在 地	埼玉県入間市久保稲荷 4 丁目 14-11
電 話 番 号	04-2901-2662

(2)歯科

医療機関の名称	鈴木歯科医院
医院長名	星村 芳恵
所在地	埼玉県入間市久保稲荷4丁目14-12
電話番号	04-2963-5677

11・緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)利用児童の病状急変等への対応について

利用児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2)非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応します。
災害時の避難場所	入間市立向原中学校
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

(3)管轄する関係機関

消防署	埼玉西部消防組合 入間消防署藤沢分署
警察署	狭山警察署 武蔵藤沢駅前交番

(4)保護者と連絡がとれないとき

ア) 緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子供の身体の安全を優先させ当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

12・要望・相談の受付

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

スクルドエンジェ ル保育園久保稲 荷園 ご利用相談窓口 第三者委員	・窓口担当者 園長 ・窓口責任者 掛川 直人 ・第三者委員 有限会社プログレ総合研究所 ・ご利用時間 月曜～金曜日 9:00～17:00(土日祝祭日休み) ・電話番号: 04-2936-9896 ・FAX 番号: 04-2936-9897 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---	--

13・虐待の防止

(1)職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2)家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

14・保険に関する事項

当事業所では、次の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償保険
保険金額	1名 3000千円 1事故 3億円

*独立行政法人日本スポーツ振興センター(負担額:250円)

保育園内で発生した事故、登降園の通常の経路で起きた事故、その他保育園の管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。万一の場合に備え、災害共済給付の適用を受けられるよう、全員に上記保険以外に加入申し込みをしております。給付金が支払われるまで一時的に医療費の立替払いをして頂きますが、(独)日本スポーツ振興センターからは、見舞金の意味も含めて医療費の一割分を上乗せされた金額が納付されます。(但し、1災害あたり医療点数が500点以上の場合に給付対象となります。)

15・守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1)正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。

(2)利用児童の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

16・留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。